

第 113 回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：令和 3 年 10 月 26 日（火） 13:30～14:50

2. 開催場所：日本電気協会 CD 会議室+Web

3. 出席者：(敬称略)

【委員長】 横山（東京大学）

【委員】 金子（東京大学）

國生（中央大学）

野本（東京大学）

望月（大阪大学）

横倉（武蔵大学）

吉川（京都大学）

今井（神奈川県消費者の会連絡会）

大河内（主婦連合会）

菅（電気事業連合会）

山本（東京電力ホールディングス）

川北（中部電力パワーグリッド）

荻田（高市委員代理：関西電力送配電）

足立（電源開発）

礪（日本電機工業会）

横山（日本電線工業会）

阿部（日本配線システム工業会）

本多（電気保安協会全国連絡会）

石井（全国電気管理技術者協会連合会）

中尾（西村委員代理：日本電設工業協会）

松橋（全日本電気工事業工業組合連合会）

松村（日本電力ケーブル接続技術協会）

藤原（電気学会）

花井（日本機械学会）

都筑（日本電気協会）

三村（森本委員代理：電気設備学会）

鶴崎（日本ガス協会）

中澤（火力原子力発電技術協会）

爾見（発電設備技術検査協会）

大岡（日本非破壊検査協会）

川原（電力土木技術協会）

吉村（日本風力発電協会）

山谷（太陽光発電協会）

- 北林（日本内燃力発電設備協会）
鷺津（電気工事技術講習センター）
- 【顧問】 日高（東京電機大学）
- 【委任状提出】 大崎（東京大学）、井上（電力中央研究所）、渡邊（日本溶接協会）、
加曾利（日本電気計器検定所）
- 【オブザーバー】 中川、吉川（経済産業省 電力安全課）、竹野
- 【傍聴者】 加藤（東京電力ホールディングス）、宮野（送配電網協議会）
- 【説明者】 JEA 電技関連規格調査会：都筑、齊藤（日本電気協会）
- 【事務局】 吉岡、五十嵐、小林、田弘（日本電気協会）

4. 配付資料：

- 資料 No.1-1 日本電気技術規格委員会 委員名簿（令和3年10月26日現在）
- 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No.1-3 第112回日本電気技術規格委員会 議事要録（案）
- 資料 No.1-4 JESC E6007（2021）「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」
- 資料 No.1-5 第112回 JESC でのコメントを踏まえ修正した電技解釈条文案および電技
解釈の解説案
- 資料 No.2 電技解釈が引用している JIS の民間規格等のリスト化の実施について
- 資料 No.3-1 電気設備の技術基準の解釈に関連付ける JIS の評価のお願いについて
- 資料 No.3-2 JIS H 3300（2018）「銅及び銅合金の継目無管」の改定に関する技術評価
書案
- 資料 No.3-3 JIS T 1022（2018）「病院電気設備の安全基準」の改定に関する技術評価
書案
- 資料 No.3-4 JIS B 8210（2017）「安全弁」の改定に関する技術評価書案
- 資料 No.3-5 JIS B 8265（2017）「圧力容器の構造— 一般事項」の改定に関する技術評
価書案
- 資料 No.3-6 JIS G 3352（2014）「デッキプレートの材質」の改定に関する技術評価書
案
- 資料 No.3-7 JIS C 3408（2014）「エレベータ用ケーブル」の改定に関する技術評価書
案
- 資料 No.3-8 JIS C 3410（2018）「船用電線」の改定に関する技術評価書案
- 資料 No.3-9 国への要請文案ならびに電気設備の技術基準の解釈の改正案および民間
規格のリスト化案
- 資料 No.4 外部への公告案について
- 資料 No.5 前回（第112回）JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結
果
- 資料 No.6 国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者が、委任状と代理出席者を含め 39 名であることが報告された。これにより、規約で定める定足数 26 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから委員会の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 電力安全課より中川課長補佐、吉川係長の参加、その他、竹野様の参加について報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料の内容について説明後、委員会で本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらないことが確認された。

5-4. 第 112 回委員会議事要録案の確認 (審議)

事務局より、資料 No. 1-3 に基づき、前回第 112 回委員会議事要録案について、説明が行われた。

審議の結果、本件は承認された。

5-5. 前回第 112 回 JESC で委員長一任の取り扱いとなっていた JESC E6007「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」及び電技解釈改正案などについて (審議)

事務局より、資料 No. 1-4、1-5 に基づき、前回第 111 回 JESC で委員長一任の取り扱いとなっていた JESC E6007「直接埋設式（砂巻き）による低圧地中電線の施設」及び電技解釈改正案について説明があった。併せて、本件は前回 JESC から修正に時間を要したこと、また、電技解釈の条文案を修正したことを踏まえ、改めて JESC での承認を行う旨、事務局より説明があった。

前回 JESC のコメントを踏まえ、今回修正した主な箇所は以下のとおり。

- ・資料No.1-4、3 ページの黄色マーカー、JESC E6007 が適用できない箇所（一般用電気工作物である需要場所及び私道には適用しない。）を適用範囲に明記。
- ・資料No.1-5、1 ページの黄色マーカー、JESC E6007 が適用できない箇所（一般用電気工作物である需要場所及び私道）を電技解釈の改定案に明記。

審議の結果、本件は承認された。

以下に主な質疑応答を示す。

(質問：Q、回答：A、コメント：C)

Q1：資料No.1-5、1 ページ、電技解釈第 120 条の改正案を黄色マーカーのとおり修正いただいたが、条文案の「一般用電気工作物である需要場所」について、一般用電気工作物に場所の概念はないので、この表現は少し分かりづらいと感じている。当該表現は、他条文（電技解釈第 199 条の 2）で使用しているので、このままでもやむを得ないと感じているが、資料No.1-4、3 ページ、JESC E6007 の適用範囲に記載している「一般用電気工作物である需要場所」に対し、〔注 1〕で解説している「一般用電気工作物が設置された・・・」という表現にすれば、より分かりやすくなるのではないかと感じている。

A1：前例で「一般用電気工作物である需要場所」は、電技解釈第 199 条の 2 の電気自動車から住宅へ電気を供給する場合の規定で既に使用されている表現なので、この表現ですすめさせていただきたいと考えている。

C1：本件について議論いただき感謝する。改正案は、電技解釈の表現に合わせて作成いただいたということで、JESC から経済産業省へ要請いただく際は、今回の JESC でご承認いただいた内容でよろしいかと考える。一方、分かり易さという観点で、いただいたご意見も理解できるので、JESC から改正要請を受け取った後、経済産業省としても内容を変えない前提で、条文表現について検討したいと考える。

C2：今の議論に関して、経済産業省の方もコメントいただき、良い方向に進んでいると感じた。このような議論があったことは、今後の参考にもなるので、是非、議事要録に残してほしい。

5-6. 電技解釈が引用している JIS の民間規格等のリスト化の実施について（JEA 電技関連規格調査会）（審議）

事務局より、資料No.2 に基づき、今回から JESC で評価する JIS のリスト化について説明があった後、JEA 電技関連規格調査会より、資料No.3-1 に基づき、「電気設備の技術基準の解釈に関連付ける JIS の評価のお願いについて」の説明があった。

今回、7 件の JIS について、第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格のリスト化」という。）に基づき国へ要請するため、事務局より、技術評価書（案）（資料No.3-2～資料No.3-8）および国への要請文案、電技解釈改正案、リスト化案（資料No.3-9）について説明があった。

また、本件の審議に当たり、大崎委員長代理、礒委員、横山委員、都筑委員は、JEA 電技関連規格調査会（資料No.3-1、4 ページ）及び令和 2 年度に調査を実施した電気設備技術基準関連規格等調査委員会（資料No.3-1、11 ページ）に委員として参加しているため本件の議決には参加できない旨、事務局より併せて説明があった。

審議の結果、本件は承認された。

以下に主な質疑応答を示す。

（質問：Q、回答：A、コメント：C）

Q1：資料No.3-1、27 ページの確認結果で、「(略)・・・規定内容（品質・性能）は同等以上であるため電技解釈への継続引用に技術的問題はない・・・(略)」と記載されているが、ここは「同等以上」ではなく「同等」と表現した方が明確なのではないか。

A1：令和 2 年度の受託調査で実施した「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」では、資料No.3-1、8 ページに示す指標のように「同等以上」と表現しているため、それに合わせ 27 ページも「同等以上」と表現したが、資料（パワーポイント）は、説明用としてまとめたものであるため、明確化として「同等」という表現とした。

5-7. 外部への公告案について

(審議)

事務局より、資料No.4 に基づき、本日審議した評価案件の外部公告案について説明があった。

審議の結果、本件は承認された。

5-8. 前回(第 112 回)JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果

(報告)

事務局より、資料No.5 に基づき、前回（第 112 回）JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果について報告があった。

5-9. 国へ要請した案件の状況について

(報告)

事務局より、資料No.6 に基づき、国へ要請した案件の状況について報告があった。

6. その他

(報告)

6-1 次回以降の委員会の開催日時

事務局より、次回第 114 回委員会は、令和 3 年 12 月 14 日（火）13:30 から、第 115 回委員会は、令和 4 年 2 月 22 日（火）13:30 から、開催する予定で連絡があった。

以上